

<日本史探究⑤> 江戸時代③ 「鎖国」政策と「四つの口」 教科書:P.161~P.164

①琉球と蝦夷地

①(1.1609)年、(2.薩摩)藩主の<3.島津家久>は家康の許可で琉球に兵を送り、首里城を攻略して国王尚寧を捕らえ、琉球を征服した。

⑩ ヒーローおくるよ、琉球へ

②(2)藩は琉球に対し、独立王国としての体裁を取らせ、(4.明)との(5.朝貢)貿易を継続させた。(2)藩は、琉球に(6.黒砂糖)を上納させ、中国から得た産物もおさめさせた。

③また琉球王国は、国王の代替わりごとに(7.謝恩使)を、将軍の代替わりごとに(8.慶賀使)を幕府に派遣したが、幕府は使節に、異国風の格好をさせ、将軍に「5」するように見せ、将軍の権威を高めることに利用した。このように琉球王国は幕府と中国との二重の外交体制を保つ(9.日中両属)となった。

④室町時代にコシャマインの蜂起を抑えた後、道南の和人居住地の支配者となっていた(10.蠣崎)氏は(第45講)、近世になると、(11.松前)氏と改称して、1604年、家康からアイヌとの交易独占権を保障され、(12.松前藩)を形成した。

⑤(11)氏は、蝦夷地でアイヌと交易できる地域〔13.商場〕〔13.場所〕での交易権を上級家臣に知行として与えた。この(14.商場知行制)の中、和人の不正交易に対してのアイヌの反発が起こった。

⑥1669年、シブチャリの首長<15.シャクシャイン>が全アイヌに呼びかけて蜂起した。(16.松前)藩は津軽藩の協力をうけて、この(15)の戦いを鎮圧した。



⑦その後18c前半頃までには、交易を商人に任せ、代わりに運上金を取る(17.場所請負制度)に移行した。アイヌは和人と(18.対等)な交易相手の立場から漁場などで和人商人に使われる立場に変わっていた。

<入試問題でアウトプット>

(問)次の文章を読んで、以下の問いに答えよう。(名古屋大)
松前氏を藩主とする松前藩では、蝦夷地の①特定地域におアイヌとの交易権を知行として家臣に与えたが、18c前半には②和人商人に特定地域における交易や漁場経営を請け負わせ、運上金を上納させるようになっていった。

(1)下線部①の特定地域は何と呼ばれた? (商場/場所)

(2)下線部②の制度を何と称しているか? また、下線部②の段階になりアイヌの立場はどのように変わっていったか?

制度: (場所請負制度)

(アイヌは、和人と対等に交易する立場から、漁場などで和人商人に使われる立場へ変わっていった。)

2 「鎖国」政策

①幕藩体制が固まるにつれて、活発であった日本人の海外渡航や貿易に制限が加えられるようになった。その1つ目の理由は、キリスト教の禁教政策である(第51講回)。2つ目の理由は、幕府が(1. 貿易の利益を独占)するため、西国大名が貿易により富強になることを恐れて、貿易統制をはかった。

②そのため、(2. 1616)年には中国船以外の外国船の寄港地を(3. 平戸)・(4. 長崎)に限定した。
⑩ 1616 (平戸) (長崎)
いろいろひらりと流される

③徳川<5. 家光>が將軍になる頃、1623年に(6. イギリス)はオランダとの貿易競争に敗れ、(3)商館を閉鎖して引き揚げた。1624年には(7. スペイン)船の来航を禁じた。

④1631年から朱印状のほかに(8. 老中)発行の(9. 奉書)により海外渡航が許可される(10. 奉書船)制度を始めた。

(11. 1633)年、最初の(12. 鎖国)令[寛永十年令]が出され、(13. 奉書船以外の海外渡航)が禁止された。

⑩ 奉書がないイチローさん、鎖国令で海外行かず...

⑤(14. 1635)年には、3回目の(12)令が出され、(15. 日本人)の海外渡航と(16. 在外日本人)の帰国を全面禁止した。このため、(17. 朱印船貿易)が断絶することになった。

⑩ 1635
イチローさん Go to 海外NG! 帰国もムリ!

⑥1635年、九州各地に来航していた中国船の寄港地を(18. 長崎)に限った。さらに1636年の第四次(12)令で、通商に関係のない(19. ポルトガル)人の子孫を追放した。残された(19)は、同年完成した長崎の(20. 出島)に移した。

⑦島原の乱鎮圧後(第51講回)、(21. 1639)年の第五次(12)令で(22. ポルトガル船の来航)を禁止し、史料に「宗門の^諸族、從党を結び、邪儀^{くわだ}企てば、則御誅罰^{すむち}の事。~ 自今以後(23. かれうた)渡海の儀、これを停止せられおわんぬ」とあり、島原の乱の影響があったことがわかる。この(12)令が最後の(12)令である。

⑩ 1639
イチローさん急にポルトガルNGに

⑧(24. 1641)年には(25. 平戸)のオランダ商館を(26. 出島)に移し、長崎奉行の監視下に置いた。こうして、禁教と貿易統制を目的に海外との往来を制限する「27. 鎖国」が形成された。

ちなみに「27」という語は、ドイツ人医師である<28. ケンペル>の著書『29. 日本誌』の一部を<30. 志筑忠雄>が訳して以後使われるようになった(1801年)。
⑩ 1641
イチロー-よいか? オランダ人は出島やで

⑨日本に来航する貿易船は(31. オランダ)船と(32. 中国)船だけになり、貿易港は(33. 長崎)1港に限られた。(31)とは国交は開かず、貿易のみの関係で、(34. 中国産生糸)などをもたらした。(31)の商館長である(35. カピタン)は定期的に江戸へ参府し、海外情勢を記した(36. オランダ風説書)を幕府に提出した。

⑩また、幕府は、のち明が滅亡して(37. 清)が中国を統一してからも、国交は開かず貿易のみの関係を保った。しかし、(37)との貿易額は年々増加し、(38. 生糸)の大量輸入に伴う(39. 金・銀)の流出が問題となった。

⑪そこで、1685年にオランダ船は銀3000匁、中国船は銀6000匁に制限した。1688年には(37)船の来航を年間70隻に限り、翌年長崎の町に雑居していた(37)国人を郊外の(40. 唐人屋敷)に住まわせた。

⑫こうした貿易制限によって、中国産(38)の輸入が17c末から次第に減少したので、(41. 生糸の国産化)が進んだ。こうして幕府は(42. 長崎)・(43. 対馬)・(44. 薩摩)・(45. 松前)の「46. 四つの(窓)口」を通して、異国・異民族との交流を持った。

＜入試問題でアウトプット＞

(問1)次の文章を読み、設問に答えよう。(松山大)

秀吉の没後、徳川氏のもとで幕藩体制が固まるにつれて、キリスト教の禁教政策が強められ、貿易に制限が加えられた。そして、1641年にはオランダ商館が長崎の出島に移され、いわゆる鎖国の状態となった。鎖国により、日本に来航する貿易船はオランダ船と()船だけとなった。

(1)()に入る語として正しいものを選ぶ。(中国)
＜中国・ポルトガル・スペイン・イギリス＞

(2)下線部について、島原の乱の鎮圧以後に採用された貿易制限の施策として正しいものを1つ選ぶ。

ア. 糸割符制度を設けて特定の商人らに輸入生糸を一括購入させた。

イ. 奉書船以外の日本船の海外渡航を禁止した。

ウ. スペイン船の来航を禁止した。

エ. ポルトガル船の来航を禁止した。 [エ]

(問2)次の文章を読み、()内の語句から最も適切な語句を1つ選ぶ。(学習院大改)

オランダ商館で働いた(1)ヤン＝ヨーステン/ドン＝ロドリゴ・ウィリアム＝アダムズ/ケンペル)は『日本誌』を書き、ヨーロッパにおける日本理解に多大な影響を及ぼした。この『日本誌』は後に、(2)(海保青陵/志筑忠雄/西川如見/富永仲基)によって一部が和訳され、「鎖国論」として紹介された。

(1) (ケンペル) (2) (志筑忠雄)

＜入試問題でアウトプット＞

(問3) 次の文章を読み、後の設問に答えよう。(京産大)

① 1616年、キリスト教の布教と直接関係のない(A)以外の
 の国々の船と貿易地を(B)に限定し、さらに1624年には
 スペイン船の来航を禁じた。これ以降、② 1633年、③ 1635年、
 1639年と出された法令によって、外交関係は徐々に制限さ
 れ、1641年には、(C)に築かれた(D)に貿易を限定した。

(1) 下線部①について、(A)と(B)に入る語句を答えよう。
 A: (中国) B: (平戸・長崎)

(2) 下線部②に関して、この年に出された外国への対応に
 関する法令について述べた次の文X・Yは、それぞれ正しい
 か、誤っているか？

X: 日本人の海外渡航は奉書船のみに限定する。[正]
 Y: 貿易に携わることができる商人は、長崎・堺・京都
 の特権商人に限定する。[誤]

(3) (C)と(D)に入る語句を答えよう。
 C: (長崎) D: (出島)

(4) 下線部③に関して、1635年と1639年に出された「鎖国
 令」について述べた文a～dは、それぞれ正しいか、誤っている
 か？

1635年の「鎖国令」

- 一、異国江日本の船遣すの儀、堅く停止の事。
- 一、日本人異国江遣し申す間敷候、若忍び候て乗渡る者これ
 有るに於ては、其者は死罪、其船并船主共二とめ置、言上仕る
 べき事。
- 一、異国江渡り住宅仕りこれ有る日本人来り候ハズ、死罪申し付
 くべき事。(以下略) (「教令類纂」)

1639年の「鎖国令」

- 一、日本国御制禁成され候吉利支丹宗門の儀、其趣を存知ながら、
 彼の法を弘むるの者、今に密々差渡るの事。(中略)
- 一、伴天連同宗旨の者隠れ居所え、彼の国よりつづけの物送り与
 ふる事。右、茲に因り、自今以後、かれうた渡海の儀、之を停止
 せられ。此上若し差渡る二おゐては其船を破却し、并乗来
 る者、速に斬罪に処せらるべきの旨、仰せ出せる者也。(以下略)
 (「御当家令条」)

- a. 1635年の「鎖国令」では、日本人の海外渡航は禁止となった。
- b. "、海外に滞在中の日本人の早期
 帰国が命じられた。 a: [正] b: [誤]
- c. 1639年の「鎖国令」の「かれうた」とは、オランダ船を指す。
- d. " では、キリスト教の布教を企てる密航
 者の存在が示されている。 c: [誤] d: [正]